

博物館の登録・指定に関するインセンティブに係る検討事項 (案)

■論点：新たな博物館法の下、登録・指定という法律上の位置づけの中になるべく多くの博物館を取り込んでいくことが求められる。そのためのインセンティブとして、どのような方策を講じることが効果的か。

(1) 法制度・税制上・予算上の優遇措置

博物館の登録や相当する施設の指定の仕組みは、これを受けようとする機関の設置者が、所在する都道府県等に申請を行うことにより機能するものであることから、申請を促すためのインセンティブとして以下のような事項に取り組むことが効果的である。

■法制度上の措置

- 登録美術品制度：美術品の所有者が、美術館等と当該美術品の寄託公開契約を結ぶことにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの

- ・ 近年、生存中の作家の美術品も対象に含めるなど、制度の改善を図っているが、さらにニーズを掘り起こし、活用を促進するために制度の一層の周知を図る。
- ・ 特にニーズが生じる場面として、美術品の遺贈や相続、財産管理等が考えられることから、これらに関わる金融機関等での制度の活用を促すため、文化庁の担当者が積極的な周知活動を行う。また、ウェブを通じた広報等により一般認知度の向上に努める。

- 特定美術品制度：重要文化財の指定等を受けた美術品の所有者が、美術館等と長期寄託契約を結び、文化財保存活用計画の認定を受けることにより、当該美術品に係る税制優遇を設けるもの

- ・ 文化庁と日本博物館協会が開催する「全国博物館長会議」において特定美術品制度についての資料を配布するなど、制度の活用を促進するための周知を図る。

- 美術品国家補償制度：海外から貴重な美術品を借り受けて展覧会を行う場合、申請を受けて、一定の規模以上の損失を国が補償するもの

- ・ 制度の本旨が、国内における優れた展覧会の開催を促す点にあることも十分に踏まえながら、制度の積極的な活用を促すための工夫を講じる。
- ・ 例えば、申請の電子化による申請者の負担軽減や、国と申請者が補償契約を結ぶ際の審査の合理化等について、必要な対応を行う。

■税制上の優遇措置

- ・ 以下の点について、今後、関係団体等の要望を踏まえつつ検討する。
- ・ 現在、旧制度において公益法人等が設置する私立博物館（登録博物館）が引き続き安定的に運営されるよう、これらの私立博物館に認められている税制上の優遇措置（※別紙。一部の設置主体について講じられている優遇措置を含む。）については、来年度の新制度においても引き続き維持されることを目指す。
- ・ その上で、改正博物館法により新たに対象となる設置主体の私立博物館（登録博物館）についても、既に他の公立博物館や他の法人立私立博物館と遜色ないものがある現状等を踏まえ、必要な税制上の優遇措置が講じられることを目指す。

■予算上の優遇措置

- ・ 来年度の新制度施行以降、設置主体を問わず博物館の登録や相当施設の指定がなされるよう促し、特にできるだけ多くの博物館が登録されるように促すことが必要。
- ・ このため、博物館振興のための文化庁予算事業の申請主体は、登録博物館・指定施設とし、原則として、登録博物館（法律上登録の対象外である国立及び独立行政法人立の指定施設を含む。また、旧制度の経過措置期間中（5年間）は、設置主体の制限により登録されない指定施設を含む。）を中心にサポートすることとする。

■その他

- ・ 文化財保護法の下、重要文化財の所有者以外の者が当該文化財を公開する場合には、事前の文化庁長官の許可が必要とされているが、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた施設（公開承認施設）は、公開後の届出で足りることとされている。
- ・ この公開承認施設として、現在、登録・指定された博物館以外のものも承認されていることについて、まずは実態把握等を進め、必要な対応に係る検討を行う。

（2）登録博物館・指定施設の信用と知名度の向上を図るための方策

（登録・指定の意義）

- ・ 博物館の登録や相当する施設の指定を受けるためには、都道府県等による審査が必要であり、これを通過した法律上の位置づけを持つ博物館・指定施設は、そうでない施設と比べて、活動の充実度や公益性等が公的に担保されることとなる。
- ・ 登録博物館・指定施設が自らの法的な位置づけについて誇りを持つとともに、国民の利便等の観点から、その仕組みが広く認知されるような制度の在り方が求められる。

(登録・指定のロゴ作成やキャンペーンの実施など)

- ・ 登録博物館・指定施設のみが使用できる特別なロゴ等を作成することにより、これらの博物館等が公的な位置づけを有していることについて、国民がより容易に認識できるなど、上記の意義に資するものと考えられる。
- ・ また、文化庁と関係団体において、登録博物館・指定施設のポータルサイトや知名度向上のための広報・キャンペーン等を行うことも同じ意義を果たすものと考えられる。
(参考例：フランスにおける “musée de France”)



- ・ ロゴの作成やキャンペーンの実施等に当たっては、以下の留意点が挙げられる。
 - ① 博物館関係者や国民にもわかりやすく、認知しやすいロゴ等であること
 - ② ロゴ自体が博物館関係者にとっての魅力となるような洗練されたデザインであり、さまざまな館種や特徴を有する博物館を総体的にイメージさせるものこと
 - ③ 既にそれぞれの博物館は、館固有のロゴ等を有している場合が多いことから、それら館固有のロゴ等と共に使用することが可能であること
 - ④ ポスターやちらし、ウェブサイトなど多様な博物館の教育・広報等の場面で、大小様々なタイプとして使用することが可能であること

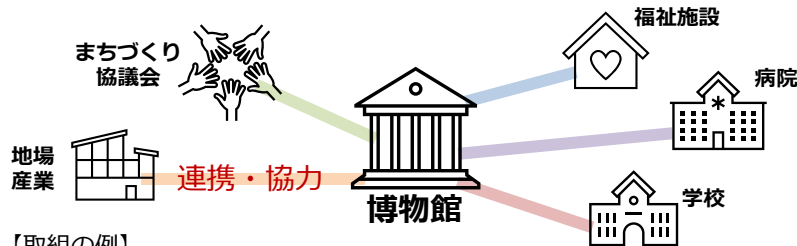
事業概要

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

- 補助額・率：
 - ①地域課題対応支援事業 上限 5百万円
 - ②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 上限 20百万円
 予算上限：計294百万円
- 事業期間：令和4年度～

①地域課題対応支援事業（5百万円上限）

- 博物館が社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に向かう先進的な取組を支援
- 博物館とまちづくりや福祉、教育、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者との連携が必須

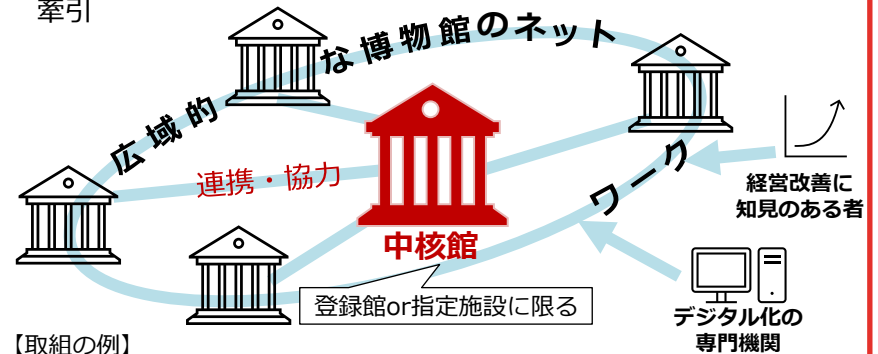


【取組の例】

- 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組
- 少子化・子育て支援に対応した取組や未来を担う人材育成にかかる取組
- 地域課題解決に向けた多世代の学びの創出にかかる取組
- 社会包摂（孤立・孤独対策を含む。）や多文化共生を促進する取組
- 持続可能な社会の実現（地球温暖化・地域の環境破壊等への対応を含む。）に向けた取組
- 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組
- 地域の文化・自然・産業資源を生かした観光振興・産業振興に資する取組
- 国際交流・国際発信による地域活性化に資する取組
- デジタル技術等の先進技術を用いた新たな鑑賞・体験・学習モデルの創造によるコミュニケーション活性化の取組
- 実物に触れる感動の醸成による地域資源・博物館資源の価値向上（地域ブランドの向上）と新たな知の共有にかかる取組
- その他の社会的・地域的課題に対応し、地域における博物館の機能強化の推進に資する取組

②ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業（20百万円上限）

- 博物館同士や多様な機関との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による単館では解決が難しい課題の解決への取組を支援
- 広域的又は多様な機関等が協働するために、自治体の枠を超えて複数の博物館やその他の団体が連携
- 中核館が事業に参画する連携館への資源の共有を行い、連携館を牽引



【取組の例】

- 博物館資源の活用・応用による社会的・地域的課題への対応
- 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への対応
- 人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- 博物館の社会的価値・便益や国際的価値の創造・向上
- 経営課題への対応
- デジタルアーカイブやコンテンツ等の連携・共有による課題対応
- 国際的ネットワークの構築による課題対応
- 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- その他の課題対応のためのネットワークの形成を通じた博物館の機能強化の推進に資する取組

登録博物館等が優遇措置を受けられる制度の例

美術品補償制度

美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇により、展覧会主催者の損害保険料の負担が増大していた状況を踏まえ、**借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度**。展覧会において海外等から借り受けた美術品に、万一損害が発生した場合に、その損害を総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。（補償上限額 950億円）。



ゴッホ展



【補償対象の展覧会の例】
ゴッホ展—響きあう魂 ヘレーネとフィンセント
(令和3年9月18日～令和3年12月12日)
出典：東京都美術館HP

登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を、国が登録し、登録した美術品を美術館において公開する制度。**登録博物館及び博物館相当施設のうち美術品を展示する施設が、登録美術品を公開することのできる美術館となることができる**。登録美術品は、相続が発生した場合、他の美術品とは異なり、国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。



【登録美術品の例】
登録番号2：花鳥文様象耳付大花瓶（金森宗七制作）
公開館：東京国立近代美術館
(国立工芸館)
出典：文化庁HP

特定美術品制度

文化財保護法に基づく「認定保存活用計画」に基づき、特定美術品を**登録博物館及び博物館相当施設からなる寄託先美術館へ寄託していた者から、相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した寄託相続人は、寄託先美術館への寄託を継続する場合、その寄託相続人が納付すべき相続税のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除される**。

希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種は原則、譲渡し等の取引や取引につながる販売・頒布目的の陳列・広告が禁止されており、展示・教育、学術研究等のために、これらの希少野生動物種の譲渡しを行う場合、事前の許可申請・協議が必要となる。**登録博物館又は博物館相当施設における展示のために譲渡し等をする場合（生きている個体に係るものを除く）、これらの事前の許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能**。

著作物の複製等

登録博物館及び博物館相当施設は、図書館と同様に、**その営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる**。また、国立国会図書館が、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）による自動公衆送信を受け、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、提供することができる。

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置(令和3年度)

○国税関係

| 博物館事業の実施主体に係る優遇措置 | |
|--|---|
| 博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除 | 博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象 |
| 博物館を支援する者に係る優遇措置 | |
| 博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税 | 個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。 |
| 博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例 | 納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象 |
| 博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例 | 文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象 |
| 博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | 収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。 |

○地方税関係

| 博物館事業の実施主体に係る優遇措置 | |
|---|--|
| 博物館の事業に対する事業所税の非課税 | 博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。 |
| 博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税 | 博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。 |
| 博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税 | 博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。 |
| 博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税 | 博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。 |

| 優遇措置のある税目 | 登録 | | | | 相当施設 |
|------------|----|------|------|-----------|------|
| | 公立 | 私立 | | | |
| | | 公益法人 | 宗教法人 | 一般社団・財団法人 | |
| 法人住民税の非課税 | — | ○ | | | |
| 固定資産税の非課税 | — | ○ | ○ | | |
| 都市計画税の非課税 | — | ○ | ○ | | |
| 不動産取得税の非課税 | — | ○ | ○ | | |
| 事業所税の非課税 | — | ○ | ○ | ○ | |

(博物館に係る固定資産税等の取扱い)

■ 地方税法第348条第2項第9号により、以下の資産については固定資産税が非課税となる

- ・ 公益社団・公益財団法人、宗教法人が設置する(登録)博物館の用に直接供する固定資産

■ 地方税法第73条の4第1項第3号により、以下の不動産については取得時の不動産取得税が非課税となる

- ・ 公益社団・公益財団法人、宗教法人が設置する(登録)博物館の用に直接供する不動産

■ 地方税法第702条の2第2項により、上記、固定資産税を非課税とする固定資産については、都市計画税が非課税となる

※ 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

(文教関係事業に係る事業所税の取扱い)

■ 地方税法第701条の34第3項 及び 第701条の41の表第2項により、以下の事業については事業所税が非課税となる

- ・ 学校法人・準学校法人が行う教育事業
- ・ 博物館法に規定する(登録)博物館、図書館法に規定する図書館、学校法人立以外の幼稚園

※ 学校法人・準学校法人立以外(株式会社立)の専修・各種学校については、課税標準の2分の1の減免